

(フランス政府公式サイト (<http://vosdroits.service-public.fr/F2881.xhtml>) から引用、仮訳)

アルコール検知器の車内保持義務 2012年3月2日

- ・2012年2月28日付政令(デクレ)第2012-284号は、アルコール検知器(ETHYLOTEST)を車内に常備することを義務づける。
- ・原動機付き自転車を除く陸上を走行する全ての原動機付き自動車に対する本件義務は、2012年7月1日に発効する。
- ・検問時のアルコール検知器不所持については、2012年11月1日から11€の罰金が科されることになる。
- ・本頁に記載された情報は現段階のものであり、2012年7月1日に改訂される。

<総則>

血液中アルコール濃度が0.5g(呼気中アルコール濃度が0.25mg/l)以上の状態で車を運転若しくは教習生を同伴することは禁止される。

警官及び憲兵隊は、ドライバー及び教習生を同伴する者に対し、アルコール検査を行うことができる。

アルコール濃度が基準値を上回る場合、血液中アルコール濃度が0.5g/l及び0.8g/lの間であるか、また0.8g/lを超えるかによって、違反の性格や適用される罰則が異なる。

<アルコール濃度規定値>

以下の数値を上回るアルコール含有量での運転は禁止される。

- ・血液中アルコール濃度が**0.50g/l以上**
- ・若しくは呼気中アルコール濃度が**0.25g/l以上**

アルコール検知器(酒気検査器)の料金は0.46€~1.50€であり、薬局、たばこ屋、特定の百貨店及びガソリンスタンドまたは保険会社で購入できる。

<検査>

アルコール検査は、規則的若しくはランダムに行われる。

アルコール検査はアルコール検知器(酒気検査器:呼気中アルコール濃度を測る簡易機器)を用いて実施される。

【規則的に行われる検査】

以下の場合、アルコール検査は必須となる。

- ・人身事故(ドライバーに非が無い場合を含む)
- ・若しくは交通違反(明らかに酩酊していると分かる状態以外の場合を含む)

【ランダムに行われる検査】

交通違反、交通事故以外の場合に、ランダムな検査が実施されることがある。

< (検査機関での) アルコール濃度測定検査 >

どのような場合に行うか？

- ・アルコール検査の結果が規定値を超える場合
- ・若しくは簡易機器によるアルコール検査を拒否する場合

どのように行われるか？

アルコール濃度測定検査は、

- ・採血の上、医療検査によって行われる
- ・若しくはアルコール測定機器によって行われる

本件検査を拒否する場合のリスク

アルコール濃度測定検査を拒否する場合、明確な医師の指示による場合を除き、血中アルコール濃度が0.8g/lを上回る状態で飲酒運転を行った場合と同等の罰則が科される。

< 血中アルコール濃度が 0.5g/l～0.8g/l の際の罰則 >

血中アルコール濃度が 0.5g/l～0.8g/l の状態での運転は、酩酊状態の特徴が見られない場合にも、交通違反(CONTRAVENTION)となる。

(この場合) ドライバーには、以下の罰則が科される。

- ・第4等級の罰金
- ・及び、6点の減点
- ・更に、場合によっては免許停止

< 血中アルコール濃度が 0.8g/l を上回る場合の罰則 >

血中アルコール濃度が 0.8g/l を上回る状態での運転は、酩酊状態の特徴が見られない場合でも違反行為 (DELIT) となる。その場合、治安当局により即時罰則が科されるのに加え、爾後に、司法当局による罰則 (すなわち、裁判による罰則) が科される。

【即時罰則】

警官または憲兵は、次の場合には、ドライバーの運転免許証を即座に、最大 72 時間没収することができる。

- ・血中アルコール濃度が 0.8g/l 以上の場合
- ・若しくは酩酊状態と分かる場合

免許から 6 点減点される。

同乗者による車両の移動ができない場合、当該車両はその場に留め置かれる。

血液検査の結果により、免許証は最大 6 ヶ月間停止される。

就労時間外の時間帯には適用しないといった例外措置は認められない。

【司法当局による罰則】

(司法当局により)科される処罰は多様である(罰金、禁固、免許証の停止または取り消し、自費負担による道路安全義務に関する研修の受講、懲役、一定期間の罰金支払い、その他補足的刑罰)。

- ・最高4500ユーロの罰金
 - ・最長2年の禁固
 - ・最長3年間の免許停止。職業上の必要性も認められない
 - ・免許取り消し及び最長3年間の免許取得申請の禁止
 - ・免許を必要としないものを含めた特定車両の運転を最長5年間禁止
 - ・発進防止アルコール検査装置(EAD)を設置しない車両の運転を最長5年間禁止。本件規定の違反には、2年間の禁固刑及び4500ユーロの罰金が科される
- EADの使用を避けるためにEADを破壊するか、若しくは他人を利用して車両を発進した場合には、第4等級の罰則が科される。右違反行為を幫助した者にも同様の罰則が科される。再犯に際しては、違反者がその車両の所有者である場合には、裁判官は直ちに当該車両の没収を宣告する。他方、(当該車両を違反者の家族が使用するものである場合等)特別の理由がある場合には、右宣告はなされないことがある。

罰則に関する情報を得るにはどこに行けばよいか？

- ・ Tribunal de grande instance (TGI) 大審裁判所
- ・ Tribunal d'instance(TI) 小審裁判所

参考

Code de la route : article L234-1~14 (道路交通法第L234条の1~14)

Code de la route : article R234-1 (道路交通法第R234条の1)

(了)